

県道六万部久喜停車場線に

自転車レーンを設置します

県では、道路空間の有効活用および交通安全のさらなる確保を図るため、県道六万部久喜停車場線の区間（久喜駅西口より約250mの地点から県道さいたま栗橋線・下図参照）において、車道部に自転車レーンを設置します。

◆自転車は、車道の左側を通行する。

◆歩道内を通行することも可能（ただし、歩行者優先）

なお、右折レーンのある交差点には、自転車レーンを設置しません。

また、自転車レーン内に自動車やバス等が停車している場合がありますので、自転車での通行に当たっては十分ご注意ください。



自転車レーン配置区間図

「久喜市暴力団排除条例」を 施行しました

市民生活の安全と平穏を確保し、社会経済活動の健全な発展を目指すため、「久喜市暴力団排除条例」を制定し、4月1日（月）から施行しました。

条例の基本理念

暴力団排除活動は、「暴力団を恐れない」「暴力団に資金を提供しない」「暴力団を利用しない」を基本理念として、暴力団員等と不適切な関係を有しないようにしなければなりません。

条例の主な内容

◆市の責務

市は、市民等（市民および事業者）の協力を得るとともに、県、警察等と連携し、暴力団排除活動に関する施策を実施します。

◆市民の責務

市民は、基本理念にのっとり、市が実施する暴力団排除活動に協力するよう努めるものとします。

◆事業者の責務

事業者は、基本理念にのっとり、暴力団に資金提供を行

うなど、暴力団に協力、または暴力団を利用しないように努めるとともに、市が実施する暴力団排除活動に協力するよう努めるものとします。

◆市民等の情報提供

市民等は、暴力団排除活動を行う上で必要と認められる情報を得たときは、市や警察に情報を提供するよう努めるものとします。

◆市の事業における措置

市は、公共事業、その他の市の事業等から暴力団の排除に必要な措置を講じます。

◆生徒に対する教育

市は、市立中学校において、生徒が暴力団排除活動の重要性を認識して、暴力団に加入しない、また暴力団による犯罪の被害を受けないようにするための教育を行います。

詳しくは、お問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

問合せ 生活安全課交通防犯係

（内線2634）

軽自動車の減免申請は5月24日（金）まで

減免を申請する方は、期限までに次のものを添えて、減免申請書を提出してください。

◆前年度に減免を受けた方も手続きが必要となりますのでご注意ください。

○身体もしくは精神に障がいがある方

身体もしくは精神に障がいがあり、一定の要件を満たす方が所有する軽自動車またはこのような方と生計を共にする家族の方が所有する軽自動車、当該身体障がい者等の通院・通学等のために使用する

場合、軽自動車税が減免の対象となります。ただし、自動車税（県税）の減免を受けている方は対象となりません。申請に必要なもの

- ①納税通知書
- ②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳のいずれかの手帳
- ③運転免許証
- ④印鑑
- ⑤別居の場合は生計が同一であることが分かる書類（源泉徴収票等）

○公益法人

公益のために直接専用するものと認められる軽自動車の

場合、軽自動車税が減免の対象となります。申請に必要なもの

- ①納税通知書
- ②減免を必要とする事由を証明するもの（設立許可書等）

※減免申請書は窓口で配布するほか、市ホームページからもダウンロードできます。

申請期限 5月24日（金）
申請窓口・問合せ 市民税課
諸税係（内線2687）／各総合支所税務課（菖蒲・内線105／栗橋・内線222／鷲宮・内線149）